



高橋博幸

質問

現在の湯沢町の最大の懸案事項は『職員力の醸成強化』である。

ここでいう職員力とは、行政経営を行うに際して、人的財産として効果の発現が期待される力の集積体と考えている。

行政とは納税者から徴収した税金の分配手続きであり、その分配手続きをどのように行っていくかにこそ自治体の職員力によってその発現される効果が大きく違ってくると思う。

町長は就任以来、観光面においては一生懸命頑張っていることは評価するが、その一方で限界も感じられる。

町長に届く情報に一定の偏り傾向があるのではないかと思うからだ。

この情報の偏り傾向の是正のために、全体の部内での意見交換、論戦を踏まえた中で、政策決定を行う必要がある。

また湯沢町の職員は金に困ったことが無いので工夫したりすることが苦手のようにも感じられる。

これらについて町長はどのような認識を持っているのか伺うとともに、残り任期での改善に向けての気概を伺う。

町長答弁

湯沢町は合併せず、自立したまちづくりを選択した中で、更に前向きな行政運営を目指して進まなければ

職員力の

強化についで

ならないと考えている。その中で一番大切なことは職員の気力・知力・行動力のレベルアップと考えている。

また今回「湯沢町職員公益通報処理要綱」を作成したのは、まずは自分たちが法律を知り、それを守ると

いう公務員として基本的なもの、再認識と、自己のためにはなく町民の利益のために常に前を向いて仕事をしてもらいたいという思いからである。

更に本年度は職員の意欲と能力の向上並びに公務能力の向上及び組織の活性化を図ることを目的として、「職種変更制度」を設けた

ことについて、仕事を知り尽くした団塊世代の大量退職期を迎え、職員力の醸成が重要である。

そのためには私自身も職員からの政策提言を直接受けたいし、庁舎の一室に閉じこもっているだけではなく、外の会議に担当職員を積極的に出すようにしたいと考えている。

企画立案能力の向上と積極性に向上の観点から、自身の職務以外でも興味のある分野等についての自己研修についても積極的に支援していきたいと考えているが、これらの方法論については第二次行政改革検討委員会の中で検討していただき、必要ならば予算措置をしていきたい。

国保税一部天引き条例が専決で良いのか

質問

国保税の一部天引き条例が、議会を開く時間がないとして、町長が専決処分し、今議会にようやくその承認を求めてきた。

この条例は国保税の徴収に関し、一部年金から天引

きする条例の改正で、非常に大きな変更である。

ゆえにこの条例は町長の判断による専決ではなく、議会に議案として事前に提出した上でしっかり議論してから決定すべきではなかったのか。

町長答弁

今回の国保税の一部天引き（特別徴収）については後期高齢者医療制度導入に伴う、様々な措置により不確定な部分があり3月議会に議案提出ができなかったの理解願いたい。

質問

今後は納税者より徴収した税金をどのように分配するかはもちろんのこと、一体誰を納税者と定め、どれだけの税金を、どのようにして徴収するかが問われる時代となっているので、こうしたことにも十分配慮していただきたい。答弁は不要。